

独立行政法人国立病院機構嬉野医療センターの 小児科時間外診療に関する意見書

令和7年4月1日から佐賀大学医学部小児科より派遣される小児科医師数が減少したことに伴い、独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター（以下「嬉野医療センター」という。）の小児科において、24時間体制での小児科診療を維持することができなくなっています。平日は22時以降、土日祝日は17時以降の診療ができなくなったことにより、嬉野市内のみならず、周辺地域の保護者は非常に不安を感じております。

佐賀県が策定する第8次佐賀県保健医療計画において、嬉野医療センターは小児地域医療センターとして位置付けられています。小児地域医療センターとして必要となる医療機能の目標に「入院を要する小児救急医療を24時間体制で実施」とあり、また、求められる事項として「入院を要する小児救急医療を24時間365日体制で実施」とあります。

現在の南部保健医療圏においては、南部地区小児時間外診療（武雄地区休日急患センター）、鹿島市休日こどもクリニック、鹿島時間外こどもクリニック、在宅当番医等により時間外初期小児救急医療が提供されています。しかしながら、診療日や診療時間が限られているため、深夜帯においては、十分な小児救急医療体制が確保されているとは言い難く、迅速かつ適切な対応が困難な状況であると考えられます。これまでは、嬉野医療センターが24時間体制での小児科診療を担ってきましたが、今後は深夜帯における救急対応が困難であるため、佐賀市などの医療機関まで長距離の搬送となり、患者や家族、また、救急搬送を担う消防機関等にも大きな負担が生じます。

そこで、嬉野市はもとより南部保健医療圏在住の住民が安心した小児医療の提供を受けられるよう、以下に記した項目について更に協議していただき、子育てし大県を推進していただきますよう強く要望いたします。

記

- 1 第8次佐賀県保健医療計画の趣旨を踏まえ、嬉野医療センターにおいて、「小児救急医療の24時間365日体制」の早期実現に向けた取組を講じること。
- 2 小児科医師や看護師等の専門人材の確保に対し、県として必要な支援や調整を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年6月18日

佐賀県嬉野市議会

佐賀県知事 山口祥義 殿